

委員会提出議案第2号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月27日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 辻本 勉

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 8人</p> <p> 企画部の所管に関する事項</p> <p> 総務部の所管に関する事項</p> <p><u>市民生活部の所管に関する事項</u></p> <p> 出納室の所管に関する事項</p> <p> 消防本部の所管に関する事項</p> <p> 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p> 監査委員の所管に関する事項</p> <p> 公平委員会の所管に関する事項</p> <p> 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 <u>委員会は、原則としてこれを公開する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 8人</p> <p> 企画部の所管に関する事項</p> <p> 総務部の所管に関する事項</p> <p><u>市民部の所管に関する事項</u></p> <p> 出納室の所管に関する事項</p> <p> 消防本部の所管に関する事項</p> <p> 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p> 監査委員の所管に関する事項</p> <p> 公平委員会の所管に関する事項</p> <p> 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 <u>委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。